

指定避難所・指定緊急避難場所の見直しのお知らせ

防災危機管理局 ☎65・6555

耐震基準を満たしていない、土砂災害警戒区域にあるなど、災害時の避難先として適さない避難所や、公共施設の耐震などの整備状況や市内の人口分布の変化などにより検証や見直しの必要性があったため、9月7日の長浜市防災会議で避難所の見直しを行いました。

見直しにより指定避難所は73か所から76か所となり、一時避難所と合わせると84か所となります。

※避難所一覧など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

○指定避難所

災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民が一定期間生活を送る施設です。

災害発生時には、災害の規模や地域の状況により、対象施設の安全を確認したうえで開設します。

○指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から一時的に身の安全を確保するための場所です。

災害種別に応じて指定していますので、避難の際には災害の状況に合わせた避難先を指定していただきます。

せて避難してください。

○一時避難所

市と民間施設が協定を締結し、災害時に市からの要請により危険を一時的に回避する場所として利用できます。



■新たに指定した施設（9施設）

指定避難所	所在地	指定緊急避難場所	
		地震時	大雨時
南郷里まちづくりセンター	新栄町1065-2	○	○
神照まちづくりセンター	神照町286-1	○	○
北郷里まちづくりセンター	東上坂町976-7	○	○
西黒田まちづくりセンター	常喜町500-1	○	○
湖北文化ホール	湖北町速水2745	○	○
高月まちづくりセンター	高月町渡岸寺141-1	○	○
高月運動広場体育館	高月町東柳野3-1	○	○
木之本スティックホール	木之本町木之本1757-6	○	○
余呉まちづくりセンター	余呉町中之郷1117-1	○	○

■指定を取り消した施設（6施設）

施設名
南浜公民館
びわ体育館
虎姫中学校
赤谷荘
木之本まちづくりセンター
木之本教育集会所

※虎姫中学校は、虎姫小学校と統合し虎姫学園に改称したことによる。

■一時避難所（全8施設）

施設名
(株)平和堂 アル・プラザ長浜 (立体駐車場)
(株)平和堂 フレンドマート長浜駅前店 (立体駐車場)
イオンリテール(株)近畿カンパニー イオン長浜店 (立体駐車場)
長浜キャノン(株) (体育館・グラウンド)
(株)コロワイドMD長浜CK (食堂)
大和リゾート(株)Hotel & Resorts NAGAHAMA (1階ロビー)
イオンビッグ(株)ザ・ビッグ高月店 (駐車場)
えきまち長浜(株)



PayPayを利用したお得なキャンペーンを11月末まで実施中です

商工振興課 ☎65・65335



【ボーナス付与上限】

決済1回あたりの上限2千円相当
1か月あたりの上限1万円相当

【対象店舗】

市内の小売業、飲食業、サービス業でPayPayに加盟する店舗(大手企業、大手フランチャイズチェーンのほか、一部業種で対象外店舗あり)
※詳しくは市ホームページで確認ください。

【期間】11月30日(月)まで

行政相談委員 総務大臣表彰を受賞

総務課 ☎65・65003

長浜市区域の行政相談委員である池澤修也さんが、長年にわたる活動と実績が認められ、総務大臣表彰を受賞されました。

【活動状況】

毎月1回、主に第1金曜日に定例相談所を開設



▲池澤 修也 氏

傷病手当金の支給適用期間を延長します

保険医療課 ☎65・65112
〒526-8501 八幡東町632



新型コロナウイルス感染症により仕事を休んだ場合、国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、一定の要件にあてはまる人に傷病手当金を支給します。

【対象者】

次のすべてにあてはまる人
①長浜市国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療制度の加入者で、事業主から給与の支払いを受けていること。

※支給対象日数とは、③の待機期間後で、療養のため仕事を休んだ日数
※1日あたりの支給額には上限があります。

【適用期間】

令和2年1月1日～12月31日で仕事ができなかった日
ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで延長可能
※適用最終日が「9月30日」から「12月31日」に延長しました。

【申請方法】

申請書類を直接または郵送で担当課まで提出してください。申請様式は市ホームページからダウンロードできます。
申請前に担当課までお問い合わせください。

【支給額】
(直近の連続した3か月間の給与と収入の合計額を就労日数で除した金額)×3分の2×支給対象日数

